

### 駐車場使用料減額の対象となる障がいの程度（J K K住宅）

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
	運動機能障害	上肢機能	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1級又は3級	
	免疫機能障害	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
（再認定検査が指定されている方は、再認定検査が終了している方）			
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各級	
愛の手帳 （東京都療育手帳）	1度又は2度 （3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）		
精神障害者保健福祉手帳	1級 （精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）		
小児慢性特定疾患児手帳	（色素性乾皮症の認定を受けている方）		

※身体障害者手帳の障害名欄に上記の障害が複数含まれている場合は、個別の等級ではなく身体障害程度等級欄の等級とします。